

合議先番号受送月日		厚生省	
第	第	第	第
号	号	号	号
送	送	送	送
月	月	月	月
日	日	日	日

起案 昭和二十八年三月二十日  
 局課 主査  
 受付 月 日 号  
 施行 月 日  
 判決 月 日  
 合校 月 日  
 送ル 月 日



甲乙ノ種類  
乙

先に参議院において採決された請願等に

請願の処理について

伺

引揚課長  
授護課長

総務課長

次長

引揚施設庁長官

事務次官

大臣

総務課長

主査

台 議 先 番 号 受 送 日		
第 号 送 受	第 号 送 受	第 号 送 受
月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日
<p>           附し            当省に係るものについて、法務省より            知照意見の依頼があったので、別紙により            施行しよろしいか、お伺いする。         </p>		

総務部 字不  
第 〇号

年月日

大臣官房 総務課長

法務省保護局 総務課長宛

請願の処理について

昭和二十八年二月二十五日 法務省保護局第二七五

号で依頼のあった当省 所管官に係る 請願の要旨は 表紙に

厚生省

ついて当省の処理意旨は 表紙の通り である

かうよろしくお取りはかさい お願いいたします。

なお同日法務省保護局第二七八号による

請願の要旨は、及び五、に ついてもそれぞれ右、に、

及び七と同様である。

(別紙)

諸題の要旨中 六(戦争受刑者留家族  
に対する国家補償の強化)について

従来戦争受刑者(刑)特別未歸還者とみな

して特別未歸還者給與法によりその留家族に

未復元者給與法(未復元者給與法)を以て、  
を指してゐるが、次国会に提出予定の「未歸還」

者留家族等給與法を以て、後設することと

なつてゐる。

厚生省

同七(戦争受刑者遺族に対する国家補償  
制度の確立)について

戦争受刑者といふ死とみなすか否かの

件は、民法の一部を改正する法律案で種々

検討の結果、目下のところ「死とみなすこと

となつたので、戦傷病者戦没者遺族等給與

法においても同一歩調をとるにまつてゐる。従

つて直ちに戦争受刑者遺族を同法の  
対象となすことは困難な事情にある。

しかしながら、これら遺族が眞に同情する  
べき立場にあることは十分了解されておるので  
あつて、之が対策については目下検討中であ  
る。

厚生省

法務省保護第二七五号

昭和二十八年二月二十五日

昭和廿八年三月五日

法務省保護局総務課



厚生省大臣官房総務課 御 中

請願の処理について

先に参議院において採択された当省主管の請願第八九号外二件か内閣  
からまいりましたので別添の通り請願の主旨並びに当所管の第一項兼  
併第二項及び第三項の処理意見（決裁済）を御送付致しますから貴  
省所管の第六項及び第七項の処理意見を附して御廻送下されたく御願  
い致します。

407

（請願の要旨）

平和條約発効後の独立日本において、速やかに解決せねばならないもの、一つは、実に戦争受刑者の問題である。之等戦争受刑者の行為は、国家目的遂行の爲のいわば運命的行為であつたとも考えられるのであつて、本人の心中を察し、之等留守家族の不安に明け困窮にくれる生活実態とその心情を見聞するとき、国民感情として、同情の念は眞に禁じ得ないものがある。こゝにおいて早急に左記事項が実施せられるよう格段の配慮と具体的措置を講ぜられたく歎願する。

- 一、戦争受刑者の全面釈放
- 二、講和條約第十一條に基く国内法令の改善
- 三、無罪若しくは冤罪に対する損害賠償の要求
- 四、外地戦争受刑者の即時内地送還
- 五、死刑服役中の戦犯受刑者の助命減刑釈放
- 六、戦争受刑者留守家族に対する国家補償の強化
- 七、戦争受刑死者遺族に対する国家補償制度の確立

（処理意見）

一、戦争受刑者の釈放のためには、平和條約第十一條及び「平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律」に基き、巢鴨刑務所在所者の全面赦免を、昭和二十七年八月八日、同年十月廿日の二回にわたり関係国に対して勧告し、更に個別的に事件を審理し、一月三十一日現在三十三名の個別赦免を各関係国に勧告したが、更に引続き全員に対する調査を行い個別赦免又は減刑の勧告を行うべく鋭意努力する。一方、仮出所については、適格者を逐次各関係国に勧告し、昭和二十八年一月三十一日迄に三百八十九名の勧告をし、そのうち同年一月三十一日現在で三十二名の仮出所の決定をみたが今後も鋭意努力する。⇒議員提出にかゝる「平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正する法律」は昭和二十七年十二月二十四日国会を通過し、同法は昭和二十八年一月二十二日施行を見た。

三、我が国は平和條約第十一條により、極東國際軍事裁判所並びに聯合國  
戦争犯罪法廷の裁判を受諾している關係その他の事情によつて、この  
問題には相当困難があると思われるか、これを善処すべく研究中であ  
る。





法務省保護第二七八号

昭和二十八年二月二十五日

法務省保護局総務課



厚生省大臣官房総務課 御中

請願の処理について

先に衆議院において採択された当省主管の請願第四八五号外一件が内閣からまいりましたので別添の通り請願の主旨並びに当所管の第一項の処理意見（決裁済）を御送付致しますから貴所管の第四項及び第五項の処理意見を附して御廻送下されたく御願ひ致します。

一 請願の要旨

日本がいよいよ独立自主の国家的諸施策を遂行することは、国民の均しく待望して已まなかつたところである、しかしながら一面をお国の内外において千数百名の同胞か或は、死刑として或は終身刑として戦犯に問われ、服役していることは、国民の一大関心事と言わねばならない。

これら受刑者の多くは国家の至上命令による戦時軍務勤務の特殊環境において、これに附随した公的行爲を個人の責任として追及されたもの、如く、中には全く無実の非を着せられているのではないかと、その事実の有無を疑わしめるものさえあるのである。

よつてこの際政府が戦争受刑者全面釈放問題の即時解決に全力を払い、併せて、その留守家族、遺族の多年に亘る労苦に報いるために国家補償制度を確立することを期待し、左記の実現を要望する。

- 一、戦争受刑者の全面釈放
- 二、死刑服役中の戦犯受刑者の助命減刑釈放

三、外地戦争受刑者の即時内地送還

四、戦争受刑者留守家族に対する国家補償の強化

五、戦争受刑死者遺族に対する国家補償制度の確立

一 処理意見

一 戦争受刑者の釈放のためには、平和條約第十一條及び「平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律」に基き、巢鴨刑務所在所者の全面赦免を昭和二十七年八月八日、同年十月廿日の二回にわたり關係国に対して勸告し更に個別的に事件を審理し一月三十一日現在三十三名の個別赦免を各關係国に勸告したが更に引き続き全員に対する個別赦免又は減刑の勸告を行うべく鋭意努力する。

一方、仮出所については、適格者を逐次各關係国に勸告し、昭和二十八年一月三十一日迄に三百八十九名の勸告をしそのうち同年一月三十一日現在で三十二名の仮釈放の決定をみたが今後も鋭意努力する。

六(四) 従来戦争受刑者を特別未帰還者とみなして、特別未帰還者給与法によりその留守家族を援護していたが、  
見込の  
今回制定される未帰還者留守家族援護法を以て援護することとなっている。

七(四) 戦争受刑死を公務死とみなすか否かの件は、「恩給法の一部を改正する法律案」で種々検討の結果、目下のところ「公務死とみなさない」となつたので、  
戦没者  
戦没者遺族等援護法において同一步調を取るに至つてゐる。従つて直ちに戦争受刑死者遺族を同法の対象となすことは困難な事情にある。

しかしながら、これら遺族が、真に同情すべき立場にあることは十分了得されておるのであつて、之が対策に ついては目下研究中である。

総収第四七号

昭和二十八年四月二日

厚生大臣官房總務課長

法務省保護局總務課長 殿

請願の処理について

昭和二十八年二月二十五日法務省保護第二七五号で依頼のあつた当  
省所管に係る請願の要旨六、及び七、について当省の処理意見は別紙の  
とおりであるからよろしくお取り計らい願いたい。

なお同日法務省保護第二七八号による請願の要旨四、及び五、に  
ついてはそれぞれ右、六、及び七、と同様である。

(別紙)

請願の要旨中六、(戦争受刑者留守家族  
に対する国家補償の強化)について

戦争受刑者は、これを特別未帰還者とみなして特別未帰還者給与  
法によりその留守家族に未復員者給与法に準ずる給与を行っている  
が、次国会に提出提出予定の「未帰還者留守家族等援護法」を以つ  
て援護することとなつている。

同七、(戦争受刑死者遺族に対する国家  
補償制度の確立)について

戦争受刑死者公務死とみなすか否かの件は、「恩給法の一部を改  
正する法律案」で種々検討の結果、目下のところ公務死とみなす  
いことになつたので、戦傷病者戦没者遺族等援護法においても同一  
歩調をとるに至つている。従つて直ちに戦争受刑死者遺族を同法の  
対象となすことは困難な事情にある。

しかしながら、これら遺族が、真に同情すべき立場にあることは

十分了得されておるのであつて、之が対策については目下検討中であ  
る。

26

415